

回覧 令和5年3月1日(三股町)代表☎:52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】	【No.】	【内容】
〈募集〉	1	◆放課後子ども教室で働く人を募集しています
	2	◆令和5年度慰霊巡拝事業の参加者を募集します ◆消防団ラッパ隊員を募集します
〈お知らせ〉	3	◆国民年金保険料をお知らせします
	4	◆本町提携「教育ローン」を紹介します ◆国の教育ローン(日本政策金融公庫)を紹介します
〈保険と福祉〉	5	◆裁判員に選ばれる年齢が18歳に引き下げられました ◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください
	6	◆重度障害者の皆さんへ「タクシー等利用券」を交付します ～三股町重度障害者タクシー等利用料金助成事業～
〈相談〉	7	◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています
		◆「こころの健康相談」を実施します
		◆「おもちゃ病院三股」を開設します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

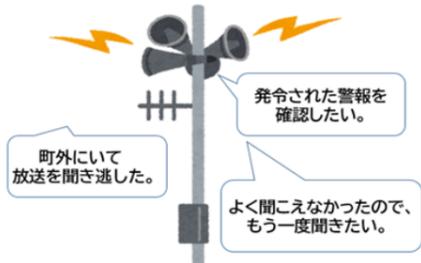
防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417 ※どちらの番号でも
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418 同じ内容です。

【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】 総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)



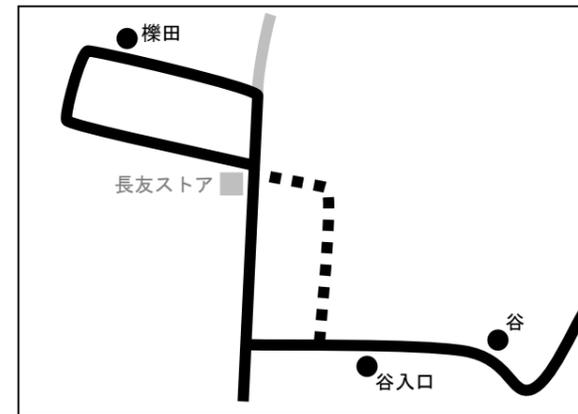
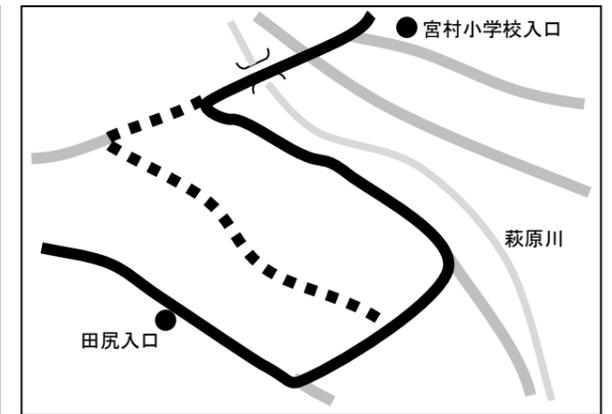
◆町コミュニティバス「くいまーる」の時刻などを一部変更します

4月1日から、走行上の安全性などを考慮し、「樺山・宮村・植木コース」の走行ルートと時刻、「田上・蓼池コース」の時刻を一部変更します。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【走行ルートの変更点】(樺山・宮村・植木コース)

次の3カ所について、これまでの路線(点線)から黒線に変更します。



● = バス停
 ■■■■ = 現在の路線
 ——— = 変更後の路線
 ※バス停の変更はありません。

【時刻表の変更点】

(樺山・宮村・植木コース) 平日の生活支援便が8便で終了、土曜の生活支援便が6便で終了となります。
 (田上・蓼池コース) 土曜の生活支援便が6便で終了となります。

★お問い合わせは、

くいまーるバス事務所 ☎:52-0000 または、
 総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)にお願いします。



募 集

◆放課後子ども教室で働く人を募集しています

町教育委員会では、6月から放課後子ども教室で働く人を募集しています。

■放課後子ども教室とは？

小学生を対象に、放課後における子どもたちの安全安心な活動場所(居場所)を確保し、地域の皆さんの協力を得て、学習やさまざまな体験・交流活動などの取り組みを実施することで、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものです。

令和5年度は、町内で7教室の開設を予定しています。

■募集する内容

○教育活動推進員 = 若干名

各放課後子ども教室の主任として、教室の運営をします。

○教育活動サポーター = 若干名

各放課後子ども教室の主任の補助をします。

■応募条件

年齢は問いませんが、子どもの指導ができ、一緒に活動する体力があることが条件です。

■募集期間

3月31日(金)まで

■業務内容

○教育活動推進員 = 子どもの安全管理、年間・月間計画の作成、地域への協力依頼など

○教育活動サポーター = 教育活動推進員の補助業務

■勤務地

町内各放課後子ども教室



■勤務条件

○教育活動推進員の勤務時間

・6月～3月中旬の学校実施日

週2日 午後2時～午後5時または午後2時30分～午後5時30分

※開始時刻は、小学校の授業時間などにより前後する場合があります。

・夏季休業日

週2日 午前9時～正午

・上記の時間以外に、各教育活動推進員の情報共有のための会議、保護者説明会(5月中)、研修などがあります。

○教育活動サポーターの勤務時間

・教育活動推進員と同じ

(ただし、各教育活動推進員の情報共有のための会議は除きます。)

■給与

○教育活動推進員 = 1時間あたり 1,480円

○教育活動サポーター = 1時間あたり 890円

■その他

○推進員、サポーターとも町教育委員会が運営を委託する事業者での雇用となります。

○採用にあたっては、面接を行います。

★お申し込み、お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)

☎:52-9311(直通)をお願いします。

◆令和5年度慰霊巡拝事業の参加者を募集します

令和5年度も、厚生労働省主催の旧主要戦域における慰霊巡拝事業が実施されます。実施地域は次のとおりです。

■実施地域 =

カザフスタン共和国、中国東北地方(旧満州地区全域)、インドネシア、東部ニューギニア、イルクーツク州・ブリヤート共和国(※)、ハバロフスク地方・ユダヤ自治州(※)、北ボルネオ、ビスマーク諸島、インド、フィリピン、硫黄島、マーシャル諸島、ミャンマー(※)

※・・・現地の情勢などを踏まえ、参加者の募集を当面見合わせています。

募集のめどが立ち次第お知らせします。

■参加対象者 =

慰霊巡拝の派遣地域における戦没者の遺族(配偶者、父、母、子、兄弟姉妹、参加遺族【子・兄弟姉妹】の配偶者、孫、甥・姪)

■申込期限 =

5月上旬以降随時(実施地域により異なります)

■参加費用 =

お問い合わせください。

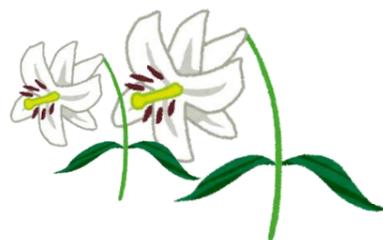
■その他 =

政府は参加する遺族代表に旅費の3分の1相当額の補助金を交付します。

★お問い合わせは、

宮崎県指導監査・援護課 援護恩給担当

☎:0985(26)7061 にお願ひします。



◆消防団ラッパ隊員を募集します

町では現在、消防団ラッパ隊員の募集を行っています。初心者大歓迎！経験が無くても大丈夫！親切丁寧に指導します！

興味がある、ちょっと話を聞いてみたい、練習を見学してみたいという人は、総務課危機管理係(電話52-1110)までお問い合わせください。

■入隊できる人 =

町内に在住または勤務している18歳以上の人

■募集人数 =

2人(ラッパ、指揮者)

■活動内容 =

練習(夜間2時間程度)と、消防大会や式典(主に土曜・日曜開催)などで楽器(ラッパ)を演奏します。

■貸与品 =

制服各種および楽器は全て町から貸与されますので、個人負担するものはありません。

■処遇について =

三股町消防団条例に基づき報酬などを支給します。

★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口) ☎:52-1110(直通)

に願ひします。



◆国民年金保険料をお知らせします

■保険料額 = 令和5年度の国民年金保険料額は、月額 16,520 円です。また翌年度の令和6年度は、月額 16,980 円です。

■納付方法など = 国民年金の保険料は、銀行、農協、信用金庫や郵便局などで納めることができるほか、コンビニエンスストアやスマートフォンアプリ(2月20日から開始)などを利用して納めることができます。※保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリでは利用できません。金融機関やコンビニエンスストア、スマートフォンアプリで納めるときは、日本年金機構から送られてくる「納付書(国民年金保険料納付案内書)」を使って納めてください。

また、皆さんの預金口座から保険料を毎月自動的に引き落とす口座振替は、納め忘れがなく確実です。口座振替による前納割引制度もありお得です。さらに、事前に申し込みをして、以降、継続的にクレジットカード会社が立替納付を行う、クレジットカードによる納付の方法もあります。

■国民年金保険料 納付額比較(令和5年度4月時点) =

	1カ月分		6カ月分		1年分		2年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 (納付書・クレジットカード納付、 翌月末振替の口座振替)	1万6520円	—	9万9120円	—	19万8240円	—	40万2000円	—
【早割】 (当月末振替の口座振替)	1万6470円	50円	9万8820円	300円	19万7640円	600円	40万800円	1200円
●R5.4月～R5.9月分 申込期日: R5.2月末日 納付期日: R5.4月末日	6カ月前納 (納付書・クレジットカード納付)	—	—	810円	—	—	—	—
●R5.10月～R6.3月分 申込期日: R5.8月末日 納付期日: R5.10月末日	6カ月前納 (口座振替)	—	—	1130円	—	—	—	—
●R5.4月～R6.3月分 申込期日: R5.2月末日 納付期日: R5.4月末日	1年前納 (納付書・クレジットカード納付)	—	—	—	—	3520円	—	—
	1年前納 (口座振替)	—	—	—	—	4150円	—	—
●R5.4月～R7.3月分 申込期日: R5.2月末日 納付期日: R5.4月末日	2年前納 (納付書・クレジットカード納付)	—	—	—	—	—	1万4830円	—
	2年前納 (口座振替)	—	—	—	—	—	1万6100円	—

■保険料の前納について =

口座振替、クレジットカード納付による4月からの前納(6カ月分、1年分、2年分)の新規申し込みは、2月末で受け付けを終了しましたが、現金(納付書)による前納は、4月中であれば手続き可能です。6カ月分、1年分の前納納付書は、日本年金機構から4月上旬ごろ郵送で届きますが、2年前納(令和5年4月～令和7年3月)を希望する人は、4月14日(金)までは町民保健課 国保年金係(③番窓口)に、それ以後は都城年金事務所(☎:23-2571 自動音声案内後②→②)へ直接ご相談ください。電話でのご相談は、ご本人の個人番号がわかるマイナンバーカードや基礎年金番号がわかる年金手帳などが必要です。来所でのご相談は、運転免許証などの本人確認書類も必要です。※代理によるご相談は委任状が必要です。

★お問い合わせは、町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)☎:52-9631(直通) または、都城年金事務所 ☎:23-2571(代表)をお願いします。



◆本町提携「教育ローン」を紹介します

本町とろうきんが提携することで、金利を抑えた教育資金の融資です。
希望する人は、下記までお問い合わせください。

■対象者＝

町内に住み、子どもが高校・専門学校・短大・大学などに入学決定
または在学している年収150万円以上900万円以下の人

■条件＝

完済時年齢が65歳未満で、町税などを滞納していない人

■融資額＝

300万円以内(対象の子ども1人につき)

■返済期間＝

15年以内(最長4年の元金据え置き期間を含みます)

■金利＝

年1.2%(別途保証料が必要です)

★お申し込み・お問い合わせは、

九州ろうきん都城支店

☎:0986-23-2257 にお願ひします。



◆国の教育ローン(日本政策金融公庫)を紹介します

高校、大学などへの入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な
融資制度です。

希望する人は、下記までお問い合わせください。

■対象者＝

高校、短大、大学、専修学校・各種学校や外国の高校、大学などに
入学・在学する人の保護者(受験前でも申込み可能です)

■融資額＝

学生・生徒1人につき350万円以内

■利率＝

年1.95%

※家庭の状況に応じて、金利・返済期間・保証料が優遇されます。

詳細は「国の教育ローン」で検索するか、日本政策金融公庫の
公式サイトでご確認ください。



日本政策金融公庫の
公式サイトはこちら



★お申し込み・お問い合わせは、

教育ローンコールセンター

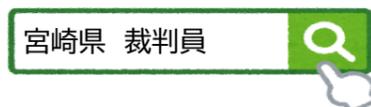
☎:0570-008656(ナビダイヤル) または、

☎:03-5321-8656 にお願ひします。

◆裁判員に選ばれる年齢が18歳に引き下げられました

令和5年から18歳・19歳の人でも裁判員候補者に選ばれることになりました。選ばれた人はぜひご協力をお願いします。

○裁判員として裁判に参加した人のうち97%以上の人が「(非常に)よい経験と感じた」と回答しました。



宮崎の裁判員経験者の声はこちら

○裁判官による出張説明会(出前講義)や実際の法廷を見学できる裁判所見学会も行っています。そのほか、裁判員の選ばれ方や仕事内容など、詳しくは裁判員制度の公式サイトをご覧ください。



裁判員制度についてはこちら



さいニャン

<裁判員制度広報キャラクター>

★お問い合わせは、
宮崎地方裁判所 総務課 ☎:0985-23-2263
をお願いします。

◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容 =

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、地域コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者 =

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

■支援内容 =

地域コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊交付します。(120回分)

■申請方法 =

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。

コミュニティバス「くいまーる」は、町内全域を走っています。ぜひご利用ください♪



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)
をお願いします。

保険と福祉(一般)

◆重度障害者の皆さんへ「タクシー等利用券」を交付します ～三股町重度障害者タクシー等利用料金助成事業～

町では、心身に重度の障害がある人に、「タクシー等利用券」を交付します。助成対象は初乗り運賃のみです。申請月から令和6年3月末日までで、1カ月当たり2枚の割合で最大24枚の利用券を交付します。

該当となる人は、印かんと各障害者手帳を持って、次の受付開始日以降に、福祉課 社会福祉係までお越しください。

■対象者＝

- 身体障害者:身体障害者手帳1級の交付を受けている人
※視覚障害者は、手帳等級2級以上の人
- 知的障害者:療育手帳Aの交付を受けている人
- 精神障害者:精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人



■利用できる期間＝4月1日(土)～令和6年3月31日(日)

■申請受付開始日＝3月22日(水)から

■準備するもの＝①印かん(認め印可) ②各障害者手帳

《重度障害者タクシー等利用券が使用できるタクシー会社一覧》

会社名	電話番号	会社名	電話番号
KC タクシー	27-1100	介護タクシー みずほ	25-0504
銀星タクシー	38-1300	永吉福祉タクシー	090-3604-3196
おくつタクシー	23-8800	霧島敬愛	77-3100
中央タクシー	23-1230	あすなろ	090-7447-7314
富士タクシー	22-2378	介護福祉タクシー 夢野	80-6376
宮交タクシー	22-1010	福祉タクシー ますやま	38-5024 090-2858-4786
(有)アルプス企画	76-2671	福祉タクシー はまゆう	090-8830-8152

★お問い合わせは、福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9061(直通)をお願いします。

相談

◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、毎月第4木曜日に「成年後見制度の概要や利用方法」に関する相談を受け付けています。

また、電話での相談も受け付けていますので、気軽にご相談ください。

■相談日＝3月23日(木)

■時間＝午後1時～4時

■場所＝町総合福祉センター「元気の杜」

■申し込み方法＝相談は予約制です。

人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接申し込んでください。

なお、法律など専門知識が必要な相談内容の場合は、他の相談窓口の紹介も行っています。



「成年後見制度」とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設入所などに関する契約締結や、遺産分割の協議をすることが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。



★お申し込み・お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域の皆さんが精神科医師へ気軽に相談できる機会の提供として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

日 程	3月16日(木)
時 間	午後1時30分～3時30分
場 所	都城保健所（都城市上川東3-14-3）
対 象	保健師が事前に相談を受け、医師の相談が必要だと判断された人。 家族や関係者からの相談も受け付けます。
相談内容	(1)ひきこもり、不眠、抑うつ、過食・拒食、リストカットなど (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健一般に関すること (3)アルコール依存、薬物問題やその他の依存に関すること
相談体制	予約制 ※1日の相談は3人まで ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)までご相談ください
料 金	無料

★お申し込み・お問い合わせは、
都城保健所 健康づくり課 ☎:23-4504
をお願いします。



◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	3月18日(土) 毎月第3土曜日	
時 間	開 院：午後1時～3時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	
注意事項	<p>・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物、欠品がある物については、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。</p> <p>・AC電源で作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。</p>	

★お問い合わせは、
代表：横山健一 ☎:51-0241 または、
増田親忠 携帯:090-1926-8783 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行っていますので、気軽にご相談ください。

■相 談 日 = 毎週月曜・水曜・金曜
※祝日は除く

■時 間 = 午前9時～午後5時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎:52-1246 をお願いします。

